

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和 7年 1月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	道路計画課	228-7423	出島百舌鳥線支障物件再算定業務(6-1)	(株)NISSO大阪支店	1,947,000	R7.1.28	本業務は、南部大阪都市計画道路事業 3・4・201-47号 出島百舌鳥線事業の実施に伴い、平成29年度の支障物件調査業務により算定した補償物件の補償金額の再算定を主として行う業務である。 本物件の権利者との交渉において、権利者へ補償金額を提示済みであるが、その提示額の有効期限が終了しており、再度補償金額の提示には再算定が必要不可欠である。 本業務は、平成29年度に算定した補償金を時点修正するものであり、前業務との継続性が必要不可欠である。また、前業務の受注者である上記業者は、本物件の建物状況及び調査内容を熟知していることから、円滑な業務遂行が可能であり、かつ履行期間の短縮並びに経費の節減が図れるため、当該業者と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	